

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表  
(令和5年11～12月)

No.	物品等又は役務の名称	数量	随意契約担当課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
1	北棟自家用電気設備年次点検	1	石巻赤十字病院 事務部 管財課 石巻市蛇田字西道下 71番地	2023年11月13日	(株)ユアテック 石巻営業所 石巻市須江字豊石前1番36	¥4,345,000	契約業者は、当院電気設備の納入施工業者であり、当院の電気設備に精通しており、本業務の性質上求められている、安全・確実かつ迅速に実施することが出来る業者であることから、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条4項)	
2	生体情報モニタ用アンテナ更新	1	石巻赤十字病院 事務部 管財課 石巻市蛇田字西道下 71番地	2023年11月14日	フクダ電子南東北販売(株) 仙台市青葉区木町通1丁目8番12号	¥11,660,000	契約業者は、当該生体情報モニタのメーカー直系の県内唯一の販売代理店であり、相手が特定され競争の余地がないことから、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条4項)	
3	分娩台	1	石巻赤十字病院 事務部 管財課 石巻市蛇田字西道下 71番地	2023年11月17日	丸木医科器械(株) 仙台市太白区西中田3丁目20番7号	¥3,212,000	契約業者は、当該機器の唯一の代理店であり、相手が特定され競争の余地がないことから、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条4項)	
4	全身麻酔器アイソレーションボックス	1	石巻赤十字病院 事務部 管財課 石巻市蛇田字西道下 71番地	2023年11月17日	丸木医科器械(株) 仙台市太白区西中田3丁目20番7号	¥1,193,500	「予定価格が160万円をこえない財産を買い入れるとき」に該当するため(日本赤十字社会計規則施行細則 第35条(2))	
5	本棟電気室直流電源装置の蓄電池の更新(修繕)	1	石巻赤十字病院 事務部 管財課 石巻市蛇田字西道下 71番地	2023年11月20日	(株)ユアテック 石巻営業所 石巻市須江字豊石前1番36	¥10,120,200	電気設備の不具合であり、緊急対応が必要であったことから、当院電気設備点検保守委託業者を選定した。「緊急の必要により競争に付することができない場合」に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条4項)	
6	超音波画像診断装置	2	石巻赤十字病院 事務部 管財課 石巻市蛇田字西道下 71番地	2023年11月21日	丸木医科器械(株) 仙台市太白区西中田3丁目20番7号	¥14,080,000	一般競争入札をしたが落札者がなかったため随意契約とした(日本赤十字社会計規則施行細則 第36条)	

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表  
(令和5年11～12月)

No.	物品等又は役務の名称	数量	随意契約担当課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
7	超低温フリーザー	1	石巻赤十字病院 事務部 管財課 石巻市蛇田字西道下 71番地	2023年11月22日	(株)シバタインテック 仙台市若林区卸町2丁目11番地3	¥1,353,000	「予定価格が160万円をこえない財産を買い入れるとき」に該当するため(日本赤十字社会計規則施行細則 第35条(2))	
8	増床RFモジュール	8	石巻赤十字病院 事務部 管財課 石巻市蛇田字西道下 71番地	2023年11月30日	フクダ電子南東北販売(株) 仙台市青葉区木町通1丁目8番12号	¥1,089,000	「予定価格が160万円をこえない財産を買い入れるとき」に該当するため(日本赤十字社会計規則施行細則 第35条(2))	
9	筋電図・誘発電位検査装置	1	石巻赤十字病院 事務部 管財課 石巻市蛇田字西道下 71番地	2023年12月5日	日本光電工業(株) 東北支店 仙台市泉区泉中央4丁目29番地の7	¥3,410,000	メーカーによる直接契約である事から競争の余地はなく「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため(日本赤十字社会計規則36条4項)	
10	看護実習モデル人形「八重」	2	石巻赤十字病院 事務部 管財課 石巻市蛇田字西道下 71番地	2023年12月13日	(株)シバタインテック 仙台市若林区卸町2丁目11番地3	¥1,270,720	「予定価格が160万円をこえない財産を買い入れるとき」に該当するため(日本赤十字社会計規則施行細則 第35条(2))	